松江市

共創・協働ガイドブック

2017 年版

松江市

2017年3月17日

対話による協働のまちづくり宣言

松江市は、平成の大合併を経て人口二十万人を擁し、平成二十四年四月から山陰をリードする特例市として大きく歩み出しました。

このような中、職員にはこれまで以上に市民との対話を充実させ、市民 の創造性、知識及び経験が生かされた協働のまちづくりを進めていくこ とが求められます。

そのために、市長を先頭とし職員が市民の中に出掛け相互理解を深めることで、まちづくりの主役たる市民とともに協働の精神を培い、市民参加のまちづくりに資するため、次のとおり宣言します。

- 一、市民の中に積極的に出掛け、対話を通じて信頼関係を醸成します。
- 一、地域活動に積極的に参加するとともに、地域課題の解決に必要な知識 の取得及び資質の向上に努めます。
- ー、松江市で働くことを誇りに思い、自ら明日の松江を切り拓くという自 覚と情熱を持って職務に取組みます。

平成二十四年四月二日 松江市長 松浦 正敬

発刊に寄せて

2017年3月17日

この度、松江市共創・協働ガイドブック(2017年版)が発刊される運びとなり、 これまで議論を重ね準備を進めてきた職員・NPO関係者の皆さんのご苦労、ご尽力 に感謝申し上げたいと思います。

一方、共創・協働の取り組みは、広く市民の皆さんのまちづくりに関する意識改革も求められること、また、まちづくりを仕事として行う行政職員にとっては、組織風土や行動スタイルの改革が必要になることから、その成果、定着には一定の時間を要するものです。私たち行政職員は、日々の業務はスピード感を持って取り組みつつ、市民の皆さんとの共創・協働の取り組みは、十分な時間をかけて議論し、目標を共有、実行に当たっては相手の立場に立って時には柔軟な対応などが求められます。試行錯誤を重ね、失敗から学び、ひとつひとつ実績を積み上げていく息の長い取り組みであること、常に検証し、見直しを行い改善・進化を繰り返していくべきものであることをまず肝に銘ずべきと思います。今回のガイドブック 2017 年版もそのステップのひとつ、一里塚ととらえ、日々の共創・協働のまちづくりの実践を通して、今後更なる見直し、改善が図られていくことを期待しています。

ガイドブックの中にも松江市における共創・協働のまちづくりの取り組みが述べられていますが、2001年10月の第5次総合計画で「協働のまちづくり」が謳われてから既に15年を超える取り組みが重ねられています。地方分権の進展、合併による新松江市の誕生、本格的な人口減少社会の到来など基礎自治体を巡る環境が大きく変わる中で、地域課題の解決や地域の活性化などのまちづくりの理念・手法における協働の必要性、これまでの団体自治強化に加え、自立・持続可能な地域を構築していくうえでの住民自治重視の方向は時代の流れともいうべきものでしょう。そんな中で2014年5月に松江市共創のまちづくり推進本部が設置され、協働をさらに一歩進めたい、松江らしい協働のまちづくりを目指したいとの思いから「共創」という言葉を看板に掲げました。

共創・協働のまちづくりには、いくつかの重要なキーワードがありますが私が大切にいつも心に留めているのは次の言葉です。「信頼関係」、「日常のお付き合い」、「危機感」、「仲間・共感・応援」、「自立・持続」、「ふるさと・地域への愛と誇り」、「地域資源を発見、磨く、活用」、「前向きな雰囲気づくり」、「チャレンジ精神」等々です。

松江らしい共創・協働のまちづくり、市民の皆さんと共にチャレンジして参りましょう。

松江市共創のまちづくり推進本部長(副市長) 吉山 治

共創・協働ガイドブック作成の経緯

松江市では2012年度から、NPOとの合同研修を開催してきました。

この研修の中で、共創・協働を進めるにあたって、「市職員が疑問や不安に思う点」や「なぜ 共創・協働が必要か」といった質問項目を出し合って、その回答を話し合い「共創・協働Q& A」をつくるというワークショップを行いました。

そして本年度、松江NPOネットワークの提案により、ワークショップでつくった「Q&A」を更にわかり易くまとめ、本市における共創・協働のこれまでの経過や進め方の例などを加え「ガイドブック」としました。

なお、2017年版の作成にあたっては、推進本部事務局担当課職員と松江NPOネットワークの有志が半年に渡って話し合いを重ね、文字通り「共創」の手法により取り組んだところです。

今後も、定期的に内容の見直しを図り、「より使えるガイドブック」を目指してバージョンアップしていきます。

こんなとき、使ってほしい ~作成メンバーから~

◆ 市民とともに 取り組みたいとき

どんな担い手がいるのか、どんな協力の仕方があるのか見えてきます。

◆ 新規事業の立ち上げや 事業を見直すとき

ふと開いて眺めてみてください。 きっと、気づくことがあるはず。 共創・協働の芽を見つけるチャンス!

◆ 共創・協働のイメージが 明確にできないとき

「共創・協働とは?」、「どんな形があるのか」、「共創・協働をすることでどうなるのか」など、イメージがはっきりしてきます。

◆ 共創・協働事業の 提案があったとき

まず、共創・協働事業としてやるべきなのか、やるとしたらどんなことに気を付けるべきなのか、どんな流れで進めればいいのか等、知ることができます。

◆ 共創・協働事業で疑問や 悩み事がわいてきたとき

Q&Aで疑問を探してみてください。答えが見つかるはず。

◆ 共創・協働事業の 進め方がわからないとき

進め方を詳しく解説しています ので必ず役立ちます。

目 次

♦	対話による協働のまちづくり宣言
•	発刊に寄せて 松江市共創のまちづくり推進本部長(副市長) 吉山 治
•	共創・協働ガイドブック作成の経緯
	こんなとき使ってほしい ~作成メンバーから~
•	これなこと使うではしい、~作成メンバーから~
_	
	松江市の共創・協働の現状
	「共創・協働のまちづくり」取り組みの歴史6
2.	「共創のまちづくり」とは7
_	
	共創・協働 26 の疑問1C
1.	共 創 • 協働の基本や理解についてのQ&A1C
	Q1 「共創・協働」とは?
	Q2 なぜ共創・協働が必要なの?
	*チェック!① 共創・協働は目的ではなく手段!
	Q3 共創・協働は、誰がやるの?
	Q4 共創・協働の相手とは? *チェック!② 「ボランティア」
	*チェック!③ 「NPO」と「ボランティア」
	*チェック④NPO法人と企業の違いは?
	Q5 共創・協働によるメリットや効果は?
	Q6 共創・協働にとって大切なルールは?
	Q7 共創・協働には、どんな形態があるの?
2	共創・協働事業を始める際のQ&A19
۷.	Reference
	*チェック!⑤ 共創・協働と現存の事業の見直し
	Q9 単独でする方が良い場合もあるのではないか?
	Q10 事業の提案を受けたらすべて実施しなければならないの?
	*チェック!⑥ 共創・協働するかどうか見極める
	Q11 提案した団体以外の団体との関係はどうなるの?
	Q12 責任の所在は?
	Q13 パートナーへ行政情報をどこまで提供できるの?
	Q14 共創・協働事業の経費の考え方は?
	*チェック!⑦ 「非営利」ってどういうこと?

3.	共創・	協働事業の	評価に関するQ&A	22
	Q15	取り組みの	評価はどうするの?	
	Q16	なぜ評価が	必要なの?	
	Q17	誰が評価す	るの?	
	Q18	何を評価す	るの?	
	Q19	どのように	評価するの?	
4.	共創・	・協働を継続	し、広げていく際のQ&A	24
	Q20		を広く市民に拡げていくためには?	
	Q21	双方が当事	者意識を持つには?	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		トナーを育成・支援することの意味
	Q22	人事異動が	あっても、きちんと事業を継続させ	
	Q23		よる弊害」をどう克服する?	
	Q24	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	は、将来的にはパートナーの自立を	日指すものなの?
	Q25		の共創・協働の場合に注意すること	
	Q_C	.227.	見が食い違った場合や中途参入の申	
	Q26		プルグ 及い 達 う た 場 日 や 中 差 多 人 の 中 事業 は い つ ま で 続 け る の ?	
	Q _0	عرره _{ال} ري	事人はいしなではいる。	
Ⅲ.	共創・	協働の進	め方	28
1.	基本的	かな手順		28
2	夕氏贴	₺₯≣¥₡₪		20
۷.		507計 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		29
		为部検討		
		選定		
		さた パートナーと	の投議	
	[3] /	1-1-7-6		・ ・チェック!⑨ 「成果物」の考え方
	[4] =	中长	1	トチェック! 「成未初」のちん万
		実施		
	[5] 2	2つの評価		
IV.	事例复	\{		40
	[1]	観光	①チーム水燈路	②海のまちサマーフェスティバル
		まちづくり	③大橋川周辺まちづくり検討事業	
			⑤島根町ふれあいフェスティバル	⑥島根町水産祭-しまねいわがき祭
			⑦ 「瑞風」を活かしたまちづくり事業	
	[3]	組光 _短カト_イ	◎林道愛護団i護 ⑪ついでに流通事業	⑩松江市女性リーダー育成支援事業
	[4]			⑫市報松江DAISY版制作
	[4]	教育-子育て	O 3 13 12 1 4 2 7 C 3 2 2 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7	(4) 忍者、参上
	<i>[</i>	マカル	(15)「未来のまつえ」プレゼンテーション	
	[5]	その他	⑪松江市職員NPO法人職員研修	(18)共創-協側刀イドノック作成

Ⅰ. 松江市の共創・協働の現状

1 「共創・協働のまちづくり」取り組みの歴史

2001 年度	第5次総合計画で「開かれた市政と協働のまちづくり」を掲げる
2002 年度	「市民活動モデル調査―松江市における市民活動の実態に係る調査と活動の促進の検討」(2002年内閣府委託調査)の実施
2003 年度	松江市市民活動促進検討委員会の設置 →2004 年 3 月 「市民活動促進指針にかかる提言書」
2004年2月	新市まちづくり計画で「住民との協働のまちづくり」を掲げる (松江·八東合併協議会)
2004 年度	市民活動センター検討市民会議 設置
2006年4月 6月	市民活動センター 開設 市民活動センター利用者協議会 設立
2007年度	・総合計画で「ともに手をたずさえてすすめるまちづくり」を 掲げる
	・協働のためのワンストップ窓口 開設
2008年4月	市民活動センター運営委員会設立
2008~2011 年度	NPO と行政の合同研修会 実施 (2009 年度より名称を「情報交換会」に変更)
2009~2011 年度	上記「情報交換会」の企画にNPO有志が参画
2009年11月	市民活動センター運営委員会作業部会 設置
~2013年3月	→2013 年 3 月 「まつえ市民活動白書(みんドック 2012) 」 発表
2011 年度	松浦塾生による NPO 派遣研修 開始
2012年4月	「対話による協働のまちづくり宣言 」制定
2012年度	官民合同協働研修 開始
2013年3月	平成の開府元年まちづくり構想内で 〜協働から 共に創る 共創のまちづくりへ〜 を掲げる
2013~2014年度	市民活動団体と行政の情報交換会 4回開催
2014 年度	・共創のまちづくり推進本部会議 発足 ・共創・協働マーケット 開始
2015年度	共創のまちづくり補助金 創設
2015年10月	総合戦略策定(共創・協働の手法で市民運動として推進)
2016年度	共創·協働ガイドブック作成

2「共創のまちづくり」とは

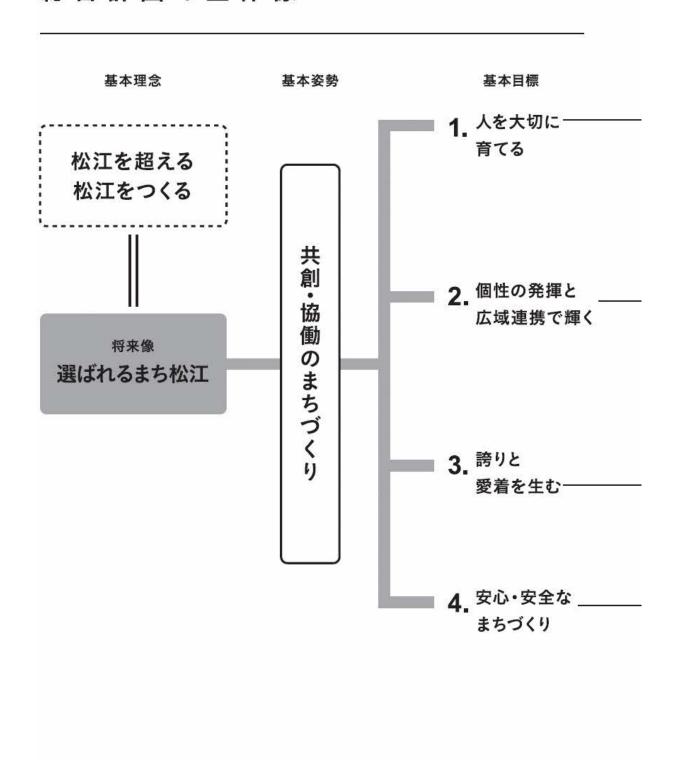
「共創のまちづくり」とは、地域課題の解決にあたり、市民、NPO 法人、市民活動団体、企業などの皆さんと市が対話により信頼関係を深めながら、それぞれの知識や経験を十分に活かして、連携を図ることで、松江らしい新たな価値を創出することを言います。

「共創」の考え方 ~ 5つの特徴とポイント ~

- 1. 市民とゼロベースから議論、日常のおつきあいを大事に パートナー関係づくり
- 2. 課題、弱みをプラスに変える逆転の発想
- 3. 危機感を共有し、20年後を見据えた取り組み
- 4. ふるさと松江への愛、誇りが原動力
- 5. 松江の資源を生かした「おもてなし力」向上のまちづくり

松江市新総合計画

総合計画の全体像



基本施策

未来を担う次世代"人財"を育てる

子育て環境日本一の実現

自立を支えるセーフティーネットの整備

男女共同参画社会の実現

誰もが活躍できる社会の実現

きらりと光る元気な企業・事業者を育てる

地域と食を支える農林水産業の振興

地域が元気になるしくみづくり

観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化

中海・宍道湖・大山圏域の連携推進

自然環境・歴史・文化を生かしたまちづくりの推進

松江の魅力を高める環境・都市デザインの推進

人材還流と松江暮らしの推進

健康都市まつえの推進

地域で支え合う福祉体制づくり

安全に安心して生活できる環境づくり

今ある社会資本の活用と必要な社会資本の整備

時代に適応した効果的で効率的な行財政運営

出典:松江市新総合計画

Ⅱ. 共創・協働 26の疑問

1 共創・協働の基本や理解についてのQ&A

0.1)

共創・協働とは?

A 市民、NPO、公民館・自治会をはじめとする地域団体、企業、行政等多様な主体が対等な 立場で尊重し合い、企画立案・実施・評価・改善の全ての過程を常に共有し、専門知識や得 意分野を生かして役割分担を行い、地域課題の解決やまちづくりに取り組むことです。

環境美化活動、PTA 活動、地域の見守り活動など、これまで既に行われてきている地域活動・まちづくり活動も、共創・協働です。

共創・協働の取り組みは、市民と(もちろん職員も市民です)その未来にとって最善の判断と努力が求められます。

Q.2

なぜ共創・協働が必要なの?

A 「地方自治は、地域社会の住民の意思に基づき行われるべき」という「地方自治」の本来 のありかたに立ち返り、市民、NPO、公民館・自治会をはじめとする地域団体、企業等の住 民側が、地域課題を行政と共有しながら、共に力を合わせてまちづくりに取り組むための手 法として共創・協働が必要です。

また、少子高齢化・人口減少の進展により、今後、社会を支える人・地域の担い手の減少 が進み、税収減や医療費・福祉に係る経費の更なる増加が予測されます。

このような状況においては、公共サービスや多様化する市民ニーズへの対応を、行政だけで行うことには限界があります。今後も、公共サービス等の質を低下させることなく持続可能提供とするために、共創・協働の手法により、これらを行政と市民・NPO・地域団体・事業者等が、ともに担う体制づくりが急務です。



共創・協働は目的ではなく手段!

共創・協働すること自体は目的ではなく、双方の目指すところややりたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段に過ぎません。目的が一致しない、実施手法に合意できないなどの場合には無理に共創・協働する必要はありません。共創・協働が適する事業なのかどうかを見極める必要があります。

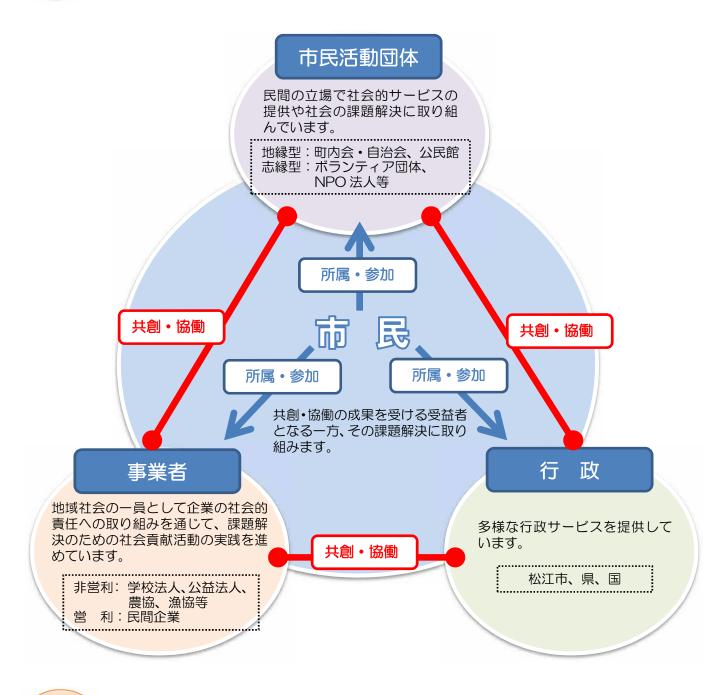
もちろん、共創・協働によって双方の特性を活かした方が高い成果を期待できる場合には、積極的に共創・協働という手段を選ぶことが必要です。



共創・協働の主体とは?



松江市としては、下記のような人・団体を共創・協働の主体として考えています。





共創・協働は、誰がやるの?



共創・協働は、市の職員一人ひとりが、その当事者のひとりとして取り組むものです。 共創・協働を特別なことと考えず、業務を行う上で、日常・普段の進め方として、すべて の部署で取り組みましょう。

共創・協働の主体		動の主体	特一徴
市民		民	市民活動団体には当事者や支援者として、事業者(企業等)に対しては労働者や消費者として、行政に対しては有権者・受益者として、それぞれ「参加」している。共創・協働の考え方の中では、「社会的な責任を自覚した個人」とする。
市民活		グループ 1 (地縁型)	当該地域における住民であれば参加が可能となる団体。 (公民館、自治会・町内会、老人会、PTA、子ども会、まちづくり協議会、マンション管理組合等)
市民活動団体	非	グループ 2 (志縁型)	特定の目的のために集まった組織。ボランティアの集まりから有給スタッフのいる組織まで、活動規模や形態は様々。 (ボランティア団体、NPO 法人、生協、組合、協会など)
	 営 利	グループ 3	当該地域における住民であることに加え、参加に一定の資格等を必要とする団体 (商工会議所・商工会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所、農協、漁協など)
事業者		グループ 4	住民とは直接の関係はないが、法律や出資などを通じて公益 的活動の枠組み・位置付けが与えられている団体 (第3セクター、公益法人、学校法人、社会福祉法人、社会 福祉協議会など)
	営利	民間企業	営利を目的とした事業を主に行う組織。最近は CSR (企業の社会的責任)の広がりにより、地域と連携した社会貢献活動・公益活動を行う企業や、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む社会企業も増えている。
	行	政	松江市及びその関係機関、他市町村 国及びその関係機関、県及びその関係機関 (総務省、松江税務署、出雲河川事務所、島根県市町村課、 県土整備事務所など)

[※] 松江市では上記のような主体を共創・協働の相手として考え、以下「パートナー」と呼びます。



「ボランティア」

「ボランティア」とは「自発的かつ無報酬で、自身の責任において他人や社会に奉仕する人」であり、元々は組織化されないバラバラな市民による公益活動でした。「無報酬」であることが強調されることが多く、また、そうした個人のボランティアが複数集まった団体がボランティア団体です。

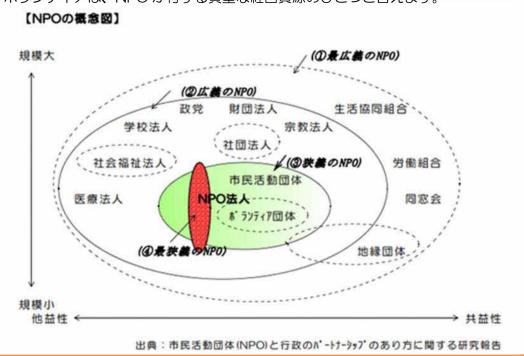
一方、「市民活動」は市民による自発的な課題解決のための行動です。当事者として、または地域の問題に関心を持つ者として自ら動かずにはいられないから自発的なのであり、そうした行動に対価を払うことがないので、結果として無報酬の活動とならざるを得ないことが多いのです。当事者性と専門性を併せ持つという特徴があります。

「NPO」と「ボランティア」

NPO は「組織」、ボランティアは「人」に着目した言葉。個人のボランティアが何人か集まればボランティア団体ができ、これも広い意味の NPO に含まれます。しかし、概して活動規模は小さく、団体内の役割分担も不明確で、個人の都合に左右されることも多くなっています。

活動規模を拡大し、責任を持って事業を継続していくためには、事業の推進体制や経営 資源の管理等、組織の基盤強化が必要となります。ボランティア団体と NPO 法人の違い は、組織化の度合いです。ボランティア団体が組織化を進め NPO 法人になることもありま す。

NPO 法人には、有給理事・無給理事・有給スタッフ・無給スタッフの4種類の人がいます。ボランティアは、NPO が有する貴重な経営資源のひとつと言えます。





NPO法人と企業の違いは?

企業の場合、利益の追求が一番に優先されますが、NPO法人の場合は「社会的使命」の実現が優先されます。簡単に述べると「儲かるか儲からないか」ということではなく、「環境保全に全力を尽くす」「地域の高齢者ケアをきちんと行う」というような「社会的使命」のために活動する団体がNPO法人なのです。

また、企業は得た利益を株主や出資者に分配することが可能ですが、NPO法人は会員 や寄付者に分配することは出来ません。なお、企業と同じく、得た収益をその後の活動や 経費などに充てることは可能です。



共創・協働によるメリットや効果は?



・市民サービスの向上

様々な意見を取り入れることができ、地域の実態や課題、ニーズに合った公共サービスを提供することができます。また、新しい発想が生まれ、新たな事業の発展に繋がることが期待されます。幅広いニーズを反映させることでより良い事業成果が生まれ、市民へ提供するサービスの向上に繋がります。

・地域づくりの促進

共創・協働により多くの市民が関わることで、地域づくりに参画する市民が増えることが期待されます。自ら地域について考え、実践する市民が増えることで、本市における住民自治が促進され、魅力のある地域づくりが実現できます。

新たな視点で

従来の事業を行政だけではなく、様々な視点で捉え、前例にとらわれないアイデアやそれぞれの専門性(知識・情報等)を活かすことにより、より良い成果が期待できます。

・実現可能性の向上

行政だけでは実現ができなかったことが、共創・協働で取り組むことで、採算性や継続性などが確保でき、事業の実現可能性が向上します。

・ 資質の向上

これまで業務上関わっていなかった団体・市民と積極的に関わることで、新たな経験から柔軟な発想が生まれ、政策立案能力やコミュニケーション能力など、職員の資質の向上が期待されます。また、共創・協働事業を通してともに切磋琢磨することで、相互理解や信頼関係が育まれ、より良い取り組みを実現することができます。

◆ 共創・協働のメリット ~ みなさんの声 ~

いろいろな立場や視点の意見を出し合って 一緒に取り組んだ方が、うまくいくと思う!

私たちの松江を、私たちの声と力で もっとよくしていきたいね!





暮らしの中で「こうなればいいのに」 と思っていたことが形になった!

官民それぞれ得手不得手があるけど、 得意分野を持ち寄ったら補完し合える!

困っている人やまわりの様々な人から ニーズを聞きやすくなる!

情報交換するだけでも、お互いに 新たな発見があった!

課題が共有されることで、民間事業として引き継ぐ主体が現れる可能性も!

より良いサービスを 提供できるようになった!

地域課題に関心を持つ人が増えて、 地域志向の人材がどんどん育つ! 自分たちだけでは出来ないことが、市民 の人たちと一緒だったら実現できた!

市民の新しい発想が出てきて、 新たな事業に発展するかも!



Q.6

共創・協働で取り組む際の基本的なルールは?

A お互いを理解し、共創・協働事業を一緒に行うためには、日頃からの情報交換・課題共有・ 意見交換はもちろん、下記のような一定のルールが必要です。

◆ 対等な関係で尊重し合って (対等性・自主性の尊重)

共創・協働事業に関わる団体や組織、行政は、上下の関係ではなく対等な関係性をもつことが大切です。また、それぞれの自主性を尊重し合うことが共創・協働の最初のステップです。

◆ 違いを認め合って (相互理解)

共創・協働事業に関わる団体や組織が、相手を否定するのではなく、それぞれの特性 や違い、立場を理解し合い、尊重し合うことが大事です。お互いの事を知るための情 報収集や情報共有、またそのためのコミュニケーションは、双方向の関係をつくり、 共創・協働事業をより良いものにするためにも大切な過程のひとつです(参照:「Ⅲ.共 創・協働の進め方-1.基本的な手順」P.28)。

◆ 常に同じ目的・目標に向かって (課題・目的・目標の共有)

課題に対する認識の共有を基本とし、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという「目標」を合意の上で設定し、お互いに共有することはもちろんですが、定期的な振り返りを行い、目的や目標から外れていないか確認し合いながら進めるとともに、効果とコストを意識することが大切です。

◆ 過程も大事に (プロセスの共有)

企画、実施、評価の各段階において、ともに協議する機会を定期的に設け、知恵やアイデアを出し合い、プロセスを共有しながら事業を進めましょう。

◆ お互いの役割や責任を明確に (役割分担・責任の明確化)

共創・協働は、お互いの良さを発揮し合う場です。お互いの得意分野や特性を活かして役割分担を行い、その内容を明確にしておくことが大切です。また、「一方的なやらされ感」のない関係を築くためにも、当事者意識を持ち、責任の所在を事前に協議し(参照:Q.12)、役割分担とあわせてできるだけ文書化しておきましょう。

◆ 「見える化」を意識した取り組みを (透明性の確保・情報公開)

事業に関わる両者の基本的事項や、なぜその相手と協働するのかという選定理由を明確にするなど、共創・協働相手との関係が第三者からきちんと見えるようにすることが重要です。また、事業を行う過程においても、公正で透明性を確保したなかで進めることが大切です。

◆ 終わりを意識した進め方で (関係の時限性)

共創・協働事業を始める際には、あらかじめ実施期間を定めます。また、定期的な振り返りを行い、時限を意識しながら、事業目的、実施内容、実施方法、進捗管理、パートナーとの関係性など、事業を見直し改善することが重要です。

◆ 自立を大事に (個々の自立)

より良い共創・協働事業を進めていくためには、お互いに自立した立場で対話することが重要です。そのため、関わる団体や組織の自立を求め促していくことが大切です。

Q.7

共創・協働には、どんな形態があるの?

A 共創・協働には相手方や取り組み内容によって様々な形態があります。共創・協働はあくまで目的達成や問題解決のための「手段」であり、「目的」にならないよう注意しなければなりません。また、形態にかかわらず、情報交換を心がけましょう。

市民活動団体や行政、事業者の取り組みの関わりの度合いで、下記のように5つの領域にわけることができます。Cが「狭い意味での共創・協働」、B~Dが「広い意味での共創・協働」です。

	←狭い意味での共創・協働→			
	←	い意味での共創・協	動>	
市民の	領域		行政	の領域
A 自発的・先駆的 活動を行うパー トナーによる独 自の領域	B パートナーの主 体性の下に行政 が協力する領域	C パートナーと行政が それぞれの主体性の 下に特性を活かし合 い事業を行う領域	り 行政が主体性を もって事業を行 い、パートナー が協力や参加を 行う領域	E 行政の責任と主 体性によって独 自に行う領域

共創・協働の形態と、上記の5つの領域を整理したものが下記になります。

形態	協働領域	概 要
委 託	D	行政が実施責任を負う事業を、パートナーに委託して事業 を実施する。
共催	С	パートナーや行政等の異なる担い手同士が、共に主催者と して一つの事業を行う。
実行委員会	С	イベントや事業等の実行のために関係者が集まって企画・運営を行う。
協議会	С	関係機関、有識者等を含む関係者が、知識を提供し問題解 決に努める。
後援	В	パートナーが行う事業に、行政が資金または物品以外を支援することで地域課題の解決を実現する。
補助・助成	В	パートナーが行う事業に、行政が資金または物品を支援することで地域課題の解決を実現する。

共創・協働を始める際のQ&A

Q.8) _{共i}

共創・協働で、事業はどう変わるの?

A 多様な主体が加わることで、合意形成をより丁寧に進める必要がありますが、市職員と異なる視点を加えることにより、市民のニーズを反映し、よりよい成果が得られ、事業の深まりと広がりが期待できます。



共創・協働と既存の事業の見直し

共創・協働事業は、新たな事業を実施するということだけではありません。「提案があったのでやる」というのではなく、今抱えている課題を解決するために「共創・協働で行う方が効果的かどうか」という視点で考えましょう。共創・協働を、既存事業の見直しのチャンスと捉え、予算や人員についても、自分たちが行っている事業全体を見ながら検討していくことが大事です。

Q.9

単独でする方が良い場合もあるのではないか?

A 行政が単独で行い、責任を持つべき事業はあります。しかし、ルール作りをすることで不可能だと思っていることでも共創・協働で出来る場合もあります(ex. 条例改正)。

共創・協働によるメリット(参照: Q.5)が得られることもあるので、単独で行ってきた事業の中でも共創・協働できる余地はないか検証する必要があります。

Q.10

事業の提案を受けたらすべて実施しなければならないの?

本 すべてを共創・協働で行う必要はありません。共創・協働でできない事業はありませんが、 市として取り組むべき課題なのか、共創・協働事業に適しているかを判断する必要がありま す。

なお、市として取り組むべき課題でないと判断した場合や、共創・協働事業に適していないと判断した場合には、提案団体と市民に対して合理的な説明が必要です。



共創・協働するかどうか見極める

「とにかくなんでもかんでも共創・協働すればよい」というものではありません。共創・ 協働により成果が上がる事業もあれば、共創・協働の必要がない事業もあります。

共創・協働することによって「支援対象者や当事者にとってよりよい事業になる」「事業を効率的・効果的に進めることができる」「目的達成のためにパートナーの専門性が必要」などの効果を得ることが期待されるかどうかを見極める必要があります。

Q.11

事業を提案した団体が必ずパートナーになるの?

事業を提案した団体が、必ずしもパートナーになるとは限りません。基本的に、共創・協 働相手は、公平・公正に選定されるべきだからです。選定方法は、入札やプロポーザル方式 などが想定されます。

市民活動団体や事業者からの提案を現状把握や事業計画の策定に役立てることは、とても有効です。しかし、提案者の資産である知識やアイディア等を無断で利用することのないよう注意が必要です。

Q.12

責任の所在は?

A 責任は両方にあります。リスクを下げるために、共創・協働開始前にリスクを洗い出し、 どう対処するかについての検討を行い、明確化しておきましょう。また、役割分担と責任を 明確にし、必要に応じて書面(協定書など)に明記し、プロセスにおいては各役割の責任を 持って事業を推進しましょう。

Q.13

パートナーへ行政情報をどこまで提供できるの?

本 事業実施のために必要な情報は「松江市情報公開条例 第29条」に基づき、積極的に提供していきます。ただし、共創・協働事業にかかわらず、個人情報については、「個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱う必要があります。また委託業務等については契約書に基づいて対応します。

なお、必要に応じて情報公開審査会も活用できますが、個人情報は出せなくても松江市が持っている情報を統計(数字)として出すなど工夫しましょう。

Q.14)

共創・協働事業の経費の考え方は?

A パートナーが NPO 法人、ボランティアグループであっても、経費(人件費、交通費など) は生じます。事業の成果を共有できるとしても、一方の負担が大きくなり不満が残ることは 適切ではありません。たとえば補助事業であっても、事前の協議により事務費等の間接経費を盛り込むことも可能です。

また、事業の形態により費用負担の内容も異なります。大切なことは、事業を行う前に話し合い、お互い納得できる内容で事業を推進することです。そして、その内容を書面(議事録、協定書)に残しておくことが必要です。



「非営利」ってどういうこと?

非営利とは「無償で事業を行う」という意味ではありません。また NPO は「収益を上げてはいけない団体」と誤解されやすいのですが決してそうではありません。NPO 法人は活動で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の事業に再投資します。事業を円滑に安定して継続するために、有給スタッフを置いている場合もありますが、それは経費であり、利益の分配とは異なります。

共創・協働の評価に関するQ&A

取り組みの評価はどうするの?

3

A 共創・協働事業については、①「事業の評価」と②「共創・協働の評価」の2種類を行う ことになります。

この際、気を付けることは<u>すぐに結果が出ない事業もある</u>ことです。単年度主義になりが ちな市の業務ですが、事業の開始前に最終的に評価すべき目標や時期についても定めておき ましょう(参照:Q.19)。

0.16 なぜ評価が必要なの?

事業の目的・成果目標の達成度や課題が解決できたかを互いに分析しまとめることにより、 より効果的な事業の推進につなげることができます。また、プロセスや結果を公表すること で事業の透明性を図ることも重要です。

定期的な評価は、共創・協働の関係性や取り組み方、あるいは事業の内容や継続について 見直す良い機会となります。

2.17 誰が評価するの?

A 共創・協働事業に関わったパートナーと行政それぞれに、また評価自体も共創・協働で行うことが重要です。場合によっては、受益者や利用者等ステークホルダーから意見を聞くことも必要です。さらに、プロセスや結果を公表することで市民からの評価を得られます。

9.13 何を評価するの?

A 共創・協働で行った事業は、「事業」と「共創・協働」について両面の評価が必要です。 事業自体の評価が高くても、両者の信頼関係が得られなかったり対等でないまま事業が実施されていた場合、共創・協働の手法についての評価は低くなります。また逆に、共創・協働で行った事業自体があまり成功したとは言えなかったとしても、共創・協働の手法を用いたことで波及効果などの成果が大きかった場合は、共創・協働の評価は高くなります。

(1) 事業について

内部検討段階や協議段階で決めた目的や成果目標、課題について、どこまで達成して解決できたのかを分析します。

(2) 共創・協働について

「共創・協働」という手法が適切だったのか、形態の妥当性、パートナー選定の妥当性、 意思の疎通度、役割や責任分担の妥当性などを評価します。

2.19 どのように評価するの?

A 共創・協働評価シート(参照: P.39)をもとに、事業内容や成果、また共創・協働の手法について振り返ります。内部検討段階や協議段階で決めた目的や成果目標、課題について、どこまで達成して解決できたのかを分析し、反省すべき点や改善点を加えてまとめます。パートナー、行政の双方が意見を持ち寄って、事業の成果をさまざまな方面から率直に意見交換し、検証することが大切です。

評価の時期は、事業終了後はもちろん、事業実施中にも必要です。また、事業が長期に渡る場合は、定期的な評価が必要です。





共創・協働を広く市民に拡げていくためには?



◆ 職員自身の理解と市民との危機意識の共有

まずは職員が共創・協働を正しく理解し、伝え、実行していく必要があります。その上で、市民にも松江市の現状や課題、人口構成や災害によって起こりうる問題について知ってもらい、危機意識を共有する機会を数多く設けることが大切です。

◆ 市民との対話と情報提供

日頃からの市民との対話や交流はもちろんのこと、地域や企業、学校等での出前講座やワークショップの開催、広報誌・ホームページ・SNS 等を利用したタイムリーな情報提供など、行政が考えを市民に伝えたり、市民の思いや発想を聴いたりする機会を積極的に創出しましょう。

◆ 共創·協働の事例を増やし共有する

日常の業務のなかにも、共創・協働の事例は多くあります。成功例に限らず、うまくいかなかった事業や事業化に至らない協議や相談なども共創・協働の実績となります。失敗を恐れずチャレンジできる空気をつくりましょう。実績から学ぶと共に、職員間で共有し、広報誌・ホームページ・SNS 等いろいろな媒体で市民にも伝えましょう。

◆ 地域での仕組み作り・人財発掘

市職員と市民がともに地域のことを学ぶ機会や地域行事等への参画、多様な世代間交流を通して、共創・協働の担い手の育ちを促しましょう。また、どこにどんな人財がいるか、地域ごとのキーパーソンを発掘し共有することが重要です。

Q.21

双方が当事者意識を持つには?

A 市職員とパートナー双方が、共創のまちづくりの担い手であることを自覚しましょう。担い手として必要な知識やスキルを得るために、研修や情報共有をとおした人材育成の継続が必要です。

◆ 市職員とパートナーの育成・支援

- 多様な主体が共に「共創のまちづくり」を学ぶ研修
- 共創のまちづくりを推進する人材の育成
- 共創・協働をコーディネートする人材の育成
- ・ 共創のまちづくり活動の顕彰(団体や個人)
- 市職員が行う地域活動等への評価

◆ 情報共有

• 担当部署とパートナーだけではなく、全庁や一般市民に向けて広く情報開示(結果だけでなくプロセスも)していく必要があります。



行政がパートナーを育成・支援することの意味

共創のまちづくりが市民運動として活発に推進されるよう、行政は環境を整備する必要があります。公共を担うセクターとして、共創・協働パートナーが力をつけることにより、 共創・協働が促進され、市民が主体的に地域課題を解決したり地域活性化に寄与したりするなど、住民自治のまちづくりにつながります。

0.22

人事異動があっても、きちんと事業を継続させるためには何が必要?

ペアまたはチームで取り組み、議事録などの記録(結果だけでなくプロセスも)を取ることで、引継後の事業の遅延や後退を防ぐことが可能です。

また、異動後も相談等には積極的に協力し、必要に応じて異なる立場(スタッフや参加者として)で参加しましょう。

Q.23

「縦割りによる弊害」をどう克服する?



当該事業の担当課は、事業内容や地域課題解決のために総合的に判断し、どの部署とどの部署が連携する必要があるか、という視点で捉えることが必要です。

また、連携する課は、他人事とせず当事者意識を持ちましょう。チーム内での役割分担について共通認識を持ち、効率的な事業の推進を目指しましょう。



共創・協働は、将来的にパートナーの自立を目指すものなのか?



共創・協働事業は、事業によって目指す方向性が異なります。

目指す方向	事業の特徴		
◆ 基本的人権保障事業 制度化・政策化し、 行政が主体性をもつ	社会的弱者の支援など、本来行政が主体性をも つべき領域を共創・協働で行うもの	収益等が見込めない	
◆ 補助継続事業 共創・協働の継続 (パートナー、行政双方が 主体性をもつ)	伝統文化財の維持管理・継承、コミュニティ・バスの運営、介護保険事業など、将来に渡り継続して共創・協働が必要なもの	収益等だけでは事業 継続が難しい	
◆ 対価自立事業 市場化・民営化し、 パートナーが主体性を もつ	地域資源を活かした商品開発、起業支援など、補助・助成等によりパートナーの自主事業を支援するもの	収益等が見込める	



複数団体との共創・協働の場合に注意することは?団体間で意見が食い違った場合や中途参入の申し出があった場合はどうするの?



目標を共有し、各団体の目的・得意分野・専門分野・役割分担等の情報を共有することが必要です。そのために定期的な情報交換を行い、進行状況、各団体で持っている情報を 共有しましょう。またあらかじめ意思決定をするためのルールをパートナー同士で決定し ておきましょう。

マンネリ化や癒着などの可能性を回避するためにも、一定の条件を満たせば中途参入できるようにしておくことが大切です。その場合も、あらかじめ決められたルールに従うことが前提となります。

Q.26

一度始めた事業はいつまで続けるの?

事業実施にあたっては、あらかじめ実施期間を決め、定期的な振り返りの機会を設けることが前提になります。事業目的、実施内容、実施方法、進捗管理、パートナーとの関係性など、事業を見直し改善するために、定期的な振り返りが重要になってきます。

特に長期にわたる事業の場合、基本的な考え方や進め方、関わる人が変わっていく可能性もあるため、定期的に見直しをしましょう。

事業をやり遂げ成果を出すことが大前提ですが、どうしても事業推進が困難となった場合、 事業計画の変更や、事業打ち切りを検討することも必要です。パートナーとともに、困難と なった原因、問題点をさぐり、継続しない場合のメリット・デメリットも考える必要があり ます。

Ⅲ. 共創・協働の進め方

1 基本的な手順

共創・協働事業を行うにあたり、具体的な手順を以下に示します。なお、これから説明する手順については「公表・情報公開」を前提としています。松江市では「松江市情報公開条例」に基づき、市民からの求めがあった場合に適切に対応できるよう公表を前提に書類を作成しておく必要がありますが、情報公開請求があった場合に情報を公開するだけではなく、ホームページ等で積極的に公開していくことが共創・協働を進めていく上で重要になりますので、積極的に公表・情報公開を行っていきましょう。

O. 情報の公開・収集·交換

参照: P. 29

- (1) 公表 情報公開
- (2) 積極的な情報交換と情報収集

1. 内部検討

参照:P. 29

- (1) 現状分析
- (2) 事業目的等の検討
- (3) 手法の検討
- (4) 企画書の作成
- (5) 共創・協働で行う場合の予算の積算

2. 選 定

参照:P. 33

- (1) 選定基準を明確化する
- (2) パートナーを選定する

3. パートナーとの協議

参照:P. 35

- (1) パートナーとの相互理解
- (2) 協議•検討
- (3) 協議内容の合意

4. 実 施

参照:P. 37

- パートナーとの協議
- 事業の進捗状況管理
- 事業計画の見直し
- トラブル時の対応

5. 2つの評価

参照: P. 38

- (1) 「事業」の評価・見直し
- 〔2〕 「共創・協働」の評価・見直し

2 各段階の詳細

● 情報の公開・収集・交換

(1) 公表•情報公開

松江市情報公開条例第 29 条にも「実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、市政に関する正確で分りやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。」とあり、共創・協働を行う上で**大前提**になるものです。ホームページや SNS、市報等を有効に用いた効果的な広報や情報公開を行いましょう。

(2) 積極的な情報交換と情報収集

共創・協働事業であるか否かに関わらず、関係者の間で地域の課題等について積極的に意見交換を行い、最新の取り組み状況・情報を共有し、新たなアイデアを模索しましょう。また、関係団体だけでなく、広く情報収集を行い、市民ニーズの把握などに努めましょう。



内部検討

(1) 現状分析

◆ 現状を把握する

事業をこれから行う前に、これまでの事業の成果、他都市の状況、新聞記事などによる 世論の把握等を行い、現状についての理解を深めます。

◆ 問題点を明らかにする

現状把握によって明らかになった問題点について、市民のニーズも踏まえ、真に必要な 事象・その背景・要因を含めて整理します。

◆ 問題解決後の状況をイメージする

問題が解決された理想的な状況をイメージし、事業を検討していきます。この理想的な イメージが事業実施の際の最終目標となります。

(2) 事業目的等の検討

◆ 事業の「課題」「目的」「成果目標」を明らかにする

(1)の結果を基に、事業の企画を行います。この際、「課題」「目的」「成果目標」を設定し、文章や図表で明確なものとし、客観的に誰が見ても分かるようなものとします。

【 現状分析のイメージ例 】

現状	若者が少ない		
問題点	子どもが減っ	っている (※問題点を	£1つ抽出)
原因	・生まれる子どもの数が少ない・子どもを産む親の年齢が晩婚化で上がっている・若者が外に出ていき活気がなくなっている etc		
課題設定	出生率の向上	結婚のススメ	雇用の創出
事業	子育て〇〇事業	出逢いの場〇〇事業	若者雇用〇〇事業
事業目的	子育て支援による 出生数の増加	出逢いの創出による 市内結婚の支援	若者雇用による 市内就職の増加
事業目標	子育て支援〇人	結婚〇人	市内雇用〇人
成果目標	出生率〇%向上	結婚平均年齢○才低下	転出超過〇%低下
最終目標	若者が増え持続可能な社会に★		

(3) 手法の検討

◆ 共創・協働が適しているか否か検討する

共創・協働は、それ自体が「目的」ではなく、あくまでも事業を行う上での「手段」です。共創・協働により双方(行政及びパートナー)の特性を活かした方が高い効果を期待できる場合には積極的に共創・協働を検討しましょう。

以下の場合は共創・協働に適した状況と言えます。

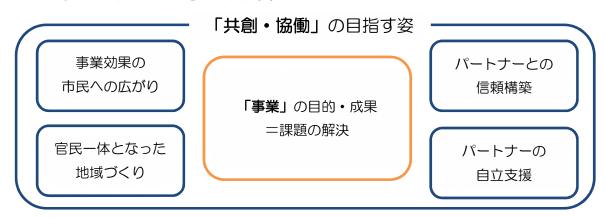
- ▶ 多様なニーズに対応できる柔軟なサービスが必要な場合
- ▶ 特定分野の専門的な知識を必要とする場合
- ▶ 地域の実情に合わせる必要がある場合
- ▶ 状況に応じてすばやく活動する必要がある場合(災害時など)
- ▶ 制度的に対応しにくいような(新しい)社会課題に取り組む場合
- ▶ 行政とパートナーの取り組みが無ければ解決しない場合
- ▶ 多様な市民の参加が必要となる場合
- ▶ 当事者 (課題や困難を抱える個人、団体、地域等) の参加が必要となる場合

◆ 共創・協働の理由を明らかにする

事業を進めて行く上で、共創・協働で行う理由を明確に説明できるよう文書化しておきましょう。

◆ 共創・協働の目的・成果を明らかにする

「共創・協働の目的・成果」「事業の目的・成果」は必ずしもイコールとはなりません。 事業の目的・成果にパートナーと信頼関係を築くこと・パートナーの自立を支援することなどが加わることが考えられます。



共創・協働の目的・成果を設定し、文章や図表で明確なものとします。

◆ 共創・協働の手法(形態)を検討する

パートナーに求める役割や、費用対効果等を検討し、事業過程における波及効果や相乗効果が高い手法を選択します。

※手法(形態)についてはQ.7参照。…委託、共催、実行委員会、協議会、後援、補助・助成

◆ 庁内関係課との調整

総合的に判断して、他課のもつ技術や経験を生かすことでより円滑で効果的な事業の推進が見込める場合、庁内関係課との連携を積極的に進めましょう。

調整する際は以下のことが必要です。

- ① 事業の目的、内容、必要性等を明確に提示する
- ② 求める役割を明確に、また責任を負う部分について予め定める
- ③ 常に情報を共有する

(4) 企画書の作成

◆ 事業の企画を文章・図表で明らかにする

これまで検討してきた内容について企画書としてまとめます。

なぜ事業を行うのか・・・・・・ 課題

▶ 何を目指すのか・・・・・・・・ 目的・成果目標

どのような事業を行うのか・・・・・ 事業内容

▶ 共創・協働で行う必要性・・・・・・ 理由

どのように共創・協働を行うのか・・・ 手法・プロセス

(5) 共創・協働で行う場合の予算の積算

◆ 事業の予算を積算する

共創・協働事業においては手法(形態)により以下の経費が考えられます。

形態	経費
委託	業務委託に係る経費(委託料等)
共 催	事業実施に係る経費(負担金等)
実行委員会	事業実施に係る経費(会場使用料、消耗品等)
協議会	事業実施に係る経費(報酬、会場使用料、消耗品等)
後援	事業実施に係る経費(負担金等)
補助•助成	補助・助成対象団体の事業実施に係る経費、 補助・助成対象経費

2 選 定

◆ 選定基準の明確化

共創・協働事業を行うにあたり、公共性や社会性、持続可能性等を判断するために選定 基準を明確にしておきましょう。また、公開できるよう明文化しておきましょう。

【選定基準の例】

活動目的、活動実績、財政状況、事業内容、事業実施計画、組織体制など

◆ パートナーの選定方法

事業の内容により方法は異なりますが、選定・契約については地方自治法・地方自治法 施行令・松江市財務規則・各法令を遵守して最適な方法で行いましょう。

形態	選定方法
委託	(一般・指名)競争入札・随意契約・プロポーザル方式
共 催	公共の益に供する事業であり、松江市が共催することが適当と判断する場合
実行委員会	関係者による推薦や公募
協議会	関係者代表(規約や要項の定めによる)
後援	公共の益に供する事業であり、松江市が後援することが適当と判断する場合
補助•助成	プロポーザル方式

【 パートナーについての情報収集に役立つサイト 】

知りたいこと	ホームページ・ポータルサイト等	特徴等
	松江市共創のまちづくり支援サイト http://www.minkatsu-ringring.net/	「共創のまちづくり」に関する情報はこのサイトから。松江市内で活動する市民活動団体の紹介ページやイベント情報、助成金情報等も掲載されています。 市民活動に取り組む団体の情報発信や開示を
	日本財団公益ポータルサイト CANPAN http://fields.canpan.info/	サポートしているサイトです。団体の基本情報や財政状況、活動実績のほか団体ページの他に無料でブログを作成できることから、日々の活動の様子を見たいときは団体のブログを閲覧するのも効果的です。
NPO法人や 市民活動団体	県民活動応援サイト「島根いきいき広 場」	県内で市民活動に取り組む団体の情報発信を サポートしているサイトです。団体ページを 作ることができ、上記の CANPAN とも連動
	https://www.shimane-ikiiki.jp/	しています。
	内閣府 NPOホームページ http://www.npo-homepage.go.jp/	内閣府が運営する全国の NPO 法人に関する情報が掲載されたサイトです。全国の NPO 法人の基本情報のほか、定款・事業報告等の提出書類を閲覧することができます。
	NPO法人データベースNPOヒロバ http://www.npo-hiroba.or.jp/	日本NPOセンターが運営しているサイトで す。全国のNPO法人の情報を探すことがで きます。
公民館	松江市公民館一覧 http://matsue-city-kouminkan.jp/	松江市内の公民館について知りたい時はこち らのページから。全ての公民館のホームペー ジを見ることができます。
町内会・自治会	松江市町内会自治会連合会 Facebook https://www.facebook.com/chojiren/	松江市内の町内会の活動について知りたい時 はこちらのページから。
企業	島根県中小企業家同友会 http://www.shimane.doyu.jp/	「中小企業家同友会」は経営者の悩み・課題から出発した中小企業経営者の全国的な会です。島根県では、219社(2016年7月4日現在)が会員となり、活動を行っています。
	企業ボランティア松江ネットワーク会議 http://kigyovolu-matsue.sakura.ne.jp/	企業などの社会貢献活動の振興を図ることを目的として、松江市内の約70の企業・機関・ 団体等が、ボランティア活動に関する事業を 行っています。
	島根大学 http://www.shimane-u.ac.jp/exchange/	島根大学では、教育・研究・文化の拠点として地域社会の発展に貢献するため、地元自治体等との連携を進めながら、実践的な取り組みを行っています。サイトでは松江市と連携して行った事業について紹介されています。
教育関係	島根県立大学 島根県立大学短期大学部 http://www.u-shimane.ac.jp/	島根県立大学では、学生・教職員が一体となってさまざまな地域連携活動に取り組んでいます。サイトでは、学生の地域ボランティア活動や地域の方々と共に行う事業について、紹介されています。
	松江工業高等専門学校 http://www.matsue-ct.ac.jp/	松江工業高等専門学校では、産学連携や地元への公開講座などの活動をされています。 サイトでは、学校の活動、取り組みなどが紹介されています。
	小学校・中学校 http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyoui ku/gakkou/gakkoujyouhou/	松江市立の小学校、中学校の情報がまとめて あるサイトです。各小・中学校のホームペー ジの一覧が掲載されています。

3 パートナーとの協議

(1) パートナーとの相互理解

パートナーの特性・長所・短所等の理解

ホームページ等でパートナーの情報を確認することや、 打合せ等をお互いの事務所で行うことで状況等の把握や 対等な関係の構築に繋がります。





(2) 協議•検討

◆ お互いの資源を認識し、情報を共有する

協議を行う際に、お互いの持っている資源や最新の情報を共有し、何ができて、何ができないか等を認識することが必要です。

◆ 事業計画(課題・目的・成果目標・スケジュール)を確認する

内部検討段階で作成した、【事業の「課題」「目的」「成果目標」】について、パートナーと 再度確認し、必要に応じて修正し、意思統一を図ります。

◆ パートナーと行政との役割・責任分担等を明らかにする

お互いの役割や責任の所在を明確化します。

(実施内容の役割分担、権限の範囲、責任の所在、経費負担など)

◆ トラブルに対する対処法、役割、実施に関して必要な事項を明らかにする

事業を実施した場合に想定されるトラブルをリストアップし、対処方法、対応の役割・ 責任分担を明確化します。また、事業実施中の連絡先、照会の対応、成果品の著作権等 をお互いに確認しておきます。決定事項についてはあらかじめ文書化をしておきます。

(3) 協議内容の合意

◆ 協議内容を議事録に残す

協議を行った際には、その都度議事録を作成し、協議内容・経過・進捗状況等を文書化 しておきましょう。協議を行った当事者だけではなく、課内の誰が見ても分かるように しておき、継続して円滑に事業を進めていけるように情報共有を図る必要があります。

◆ 協議内容を確認し、契約・協定等を締結する

これまで協議を行った内容についてお互いに確認し、合意を行った後、「契約書」「協定書」「業務仕様書」等を締結し、事業実施の際にもお互いに確認できるようにします。



「成果(物)」の考え方

共創・協働事業で生まれた「成果(物)」については、事前に契約の中で「成果物の帰属」について交わしておく必要があります。

事業の形態や内容、状況に応じて判断していく必要がありますが、共創・協働の本来的な意味から考えれば、「成果(物)」は社会・地域のために還元されるべきであり、共創・協働の担い手それぞれに権利が残されるべきです。

4 実施

◆ 定期的なパートナーとの協議

定期的に打合せの場を設け、最新の情報を共有することが必要です。長期的な取り組みの場合は目的をお互いに確認し合い、当初の目的とかい離しないように努めます。

◆ 事業の進捗状況管理

事業の実施についてはお互いに進捗状況を適切に管理し、打合せの際に報告しながら進めていきます。

◆ 事業計画の見直し

状況に応じて、当初に合意した実施計画を見直す必要があります。事業実施中であって も改善するべき点については協議を行いながら、改善していきます。

◆ トラブル時の対応

事前に確認したトラブル対応方法に基づき対応を行いますが、想定していなかったケースもあるため、連絡調整をスムーズに行えるように確認し、円滑な対応を心掛けるようにしましょう。

5 2つの評価

共創・協働の評価は、事業の評価を行うこととは別のものになります。行った事業に高い効果があった場合であっても、パートナーとの共創・協働関係が対等ではなかった、両者が信頼関係を構築できなかったなどのケースも考えられます。共創・協働事業においては、この「事業の評価」と「共創・協働の評価」を行い、今後の方向性を検討する必要があります。

(1)「事業」の評価・見直し

実施した事業については、PDCAサイクルにより評価を行います(ここで行う評価については、共創・協働の評価とは異なります)。事業の評価については、行政マネジメントシステム「かんなび」を利用し、評価・見直しを行います。



(2)「共創・協働」の評価・見直し

共創・協働の評価は、「共創・協働関係が対等であったか」、「両者が信頼関係を構築できたか」、「共創・協働により波及効果があったか」など、今後の共創・協働の手法を見直すものです。

評価にあたっては『共創・協働評価シート』(参照: P.39)を参考にしてお互いに評価しましょう。評価後はお互いの評価を共有し、共創・協働の手法を見直し、より良い方法を検討しましょう。

共創・協働事業評価シート

所属団体名 松江市 部 課	共創・協働 パートナー
---------------	-------------

1. 事業概要

事業名		事業形態	委託 / 共催 / 実行委員会 / 協議会 / 後援 / 補助·助成
事業概要 及び目的			
実施期間	平成 年 月 日~ 平成 年 月 日	事業費	千円

2. 共創・協働の評価

No	確認項目		評価
1		お互いの資源(強み・弱み)を確認しあい、相互理解を行いましたか。	
2	実施前	パートナーと現状の課題・事業の目的・成果目標の共有を行いましたか。	
3		事業実施に向けて適切な役割分担ができましたか。	
4		定期的な情報交換を行い、事業の適切な進捗管理を双方で 行うことはできましたか。	
5	- │ 実施中	双方で協力しながら事業を行うことができましたか。	
6		想定していなかったトラブルの発生に際して、迅速・適切な対 応に努めましたか。	
7		共創・協働で事業を行うことで、単独で行う場合より高い効果 を得ることができましたか。	
8	宇佐洛	課題の解決はできましたか。	
9	· 実施後	パートナーと振り返り(改善点の確認等)を行いましたか。	
10		広く市民の皆さんに情報発信ができましたか。	
総評(事業全体)			

評価(達成度)	
5	できた
4	どちらかといえばできた
3	どちらともいえない
2	あまりできなかった
1	できなかった
0	該当しない

今回の共創・協働によって良かった点は何ですか?	
今回の取り組みにおいて課題や改善点は何ですか?	
今回の取り組みにおいて課題や改善点は何ですか?	
今回の取り組みにおいて課題や改善点は何ですか?	

Ⅳ. 事例集

1 観光

課名	観光文化課、観光協会
事業名	チーム水燈路
共創・協働の形態	市民会議
共創の相手方	松江観光協会、運営業者、市民団体、行政、NPO法人、個人
事業概要•目的	松江水燈路を舞台に、市民が「灯り」をテーマに表現したり、楽しんだりすることで水燈路を魅力的にし、水燈路ファンが増えるサイクルをつくる。また、それをきっかけにコミュニティが生まれ、郷土愛が生まれ、独自の灯り文化が定着することを目指す。
共創・協働の手法	各チームで企画の準備、作業、ミーティングなどを行い、全体会 議、ワーキング会議などを随時開催し、各チーム同士、メンバー同 士、協力し合いながら進めていく。

2 課名	島根支所地域振興課
事業名	海のまちサマーフェスティバル
共創・協働の形態	実行委員会
共創の相手方	松江観光協会島根町支部、島根地域まちづくり協議会、島根地区 社会福祉協議会連合会、JAしまねくにびき地区本部、JFしま ね島根町支所、島根体育協会、まつえ北商工会、島根地区自治会 連合会、島根公民館
事業概要•目的	島根地域の10団体による実行委員会とワーキング部会が中心となって、海水浴シーズンに町内外から多くの方に海を身近に感じてもらえるよう企画・実施した。特産品の紹介・販売にも貢献した。
共創・協働の手法	7月は、大芦のマリンゲートしまね周辺で、地引網や釣り体験、海辺のコンサート等を。また8月は、小波海水浴場でビーチバレーボール大会、宝探し、潮干狩り体験、海上畳競走等、遠浅の砂浜を生かして参加者が楽しめるよう会議を重ねた。

2 まちづくり

課名	大橋川治水事業推進課
事業名	大橋川周辺まちづくり検討事業
共創・協働の形態	検討会議 (H29から協議会に移行予定)
共創の相手方	NPO水の都プロジェクト協議会、宍道湖漁業協同組合、白鳥観光、マチノコト。、松江観光協会、松江商工会議所青年部、松江しんじ湖温泉振興協議会、松江青年会議所、松江地域おこし協力隊、ミズベリング縁、矢田渡船観光
事業概要•目的	宍道湖東岸の水辺公園や水面を利活用した取り組みが近年増加しており、取り組みを行う団体が一同に会して、共通の目標やルールの設定、目標を達成するための体制構築を行うことで、短期的にはイベントの魅力向上や準備の効率化、長期的には水辺の通年の賑わい創出と中心市街地の活性化を目指すもの。
共創・協働の手法	イベント共創開催、目標やルールを定める計画づくりや実行体制構築に向けて「ミズベリング松江会議」を立ち上げた。イベント開催に向けて3回の会議を行い、イベントを実施。今後、計画づくりの会議を重ねるとともに、計画策定にあわせて体制も会議から協議会に移行予定。

4	課名	まちづくり文化財課
	事業名	景観形成促進事業
	共創・協働の形態	その他(町内会との連携)
	共創の相手方	松江市北殿町町内会
	事業概要•目的	北殿町の一部を新たな景観計画重点区域に指定するため、住民の 方々と一緒に景観計画の素案作りを行い、平成28年12月に「北殿 町惣門橋通り景観形成区域」を追加指定した。
	共創・協働の手法	平成26年度に町内で景観アンケートを2回、意見交換会を2回行った。平成27年度には、町内会役員の方を中心に景観計画の素案検討会議を4回開催した。

Ę	課名	島根支所地域振興課
	事業名	島根町ふれあいフェスティバル
	共創・協働の形態	実行委員会
	共創の相手方	島根地区自治会連合会、まつえ北商工会、JAしまねくにびき地区本部、JFしまね島根町支所、(一社)加賀潜戸遊覧船、潮風グループ、(一社)松江観光協会島根町支部、島根町を喰ふ会、島根町ゲートボール協会
	事業概要•目的	住民が集い、まちづくり意識を高揚する為、島根町の収穫祭としてイベントを開催した。公民館文化祭(発表会や作品展、健康増進事業)及び島根中学校の学習発表会に併せて住民参加型のイベントにした。
	共創・協働の手法	11月の開催に向け、8月からの役員会、実行委員会及び、ワーキング部会を開催した。保育園児・小・中学生、各種サークル、高齢者等の幅広い年代が体験しながら楽しめるよう内容を実施した。会議計7回

6	課名	島根支所地域振興課
	事業名	島根町水産祭・しまねいわがき祭
-	共創・協働の形態	実行委員会
	共創の相手方	JFしまね島根町支所、イワガキ養殖組合、野井イワガキ生産組合、野井岩KAKI組、多古イワガキ生産組合、松江観光協会島根町支部、まつえ北商工会
	事業概要•目的	町内の漁協、いわがき生産者、観光振興に携わる方と松江市の職員が、ボランティア促進協議会、島根県の協力を得て、町で養殖されている「松江いわがき」の知名度と、販路の拡大を図るため、誘客型のイベントを実施した。
	共創・協働の手法	平成28年5月のイベントでは、「松江いわがき」をより手軽に食 していただける内容でブースを設営、会場準備から撤収までをす べてボランティアで実施。計5回の会議を実施。

7	事業名	「瑞風」を活かしたまちづくり事業
	共創・協働の形態	実行委員会•補助助成
	共創の相手方	「瑞風」とまちづくりの会
	事業概要•目的	「トワイライトエクスプレス瑞風」の宍道駅停車を機に住民有志が交流に伴うまちおこしを図り、駅前の彩り創出や活性化の気運醸成の取組みを実施した。 ○フラッグの掲出、歓迎横断幕・停車告知パネルの設置等 ○「瑞風」を活かしたまちづくりを考える集いの開催等
	共創・協働の手法	有志の集まりを実行委員会組織にして12回の会合を開催(途中)。 メンバーの提案を基に、啓発を目的にイベント時の「まちの魅力」を探るアンケート調査や寝台列車の写真展から始め、迎えの 態勢づくりを図って上記補助事業実施に活動を高めた。

8	課名	政策企画課
	事業名	松江クラシックス音楽祭
	共創・協働の形態	共催•補助助成
	共創の相手方	松江クラシックス音楽祭実行委員会 (共同事務局 株式会社江友、松江市)
	事業概要•目的	「クラシックス音楽」を通じて松江の音楽文化を醸成し、まちの品格を高め、国内外から「選ばれるまち」になることを目的とし、国内外の著名な演奏家、地元演奏家、市民が共に創り上げる「松江クラシックス音楽祭」を開催するもの。
	共創・協働の手法	株式会社江友においてコンサートの運営、国内外演奏家の招聘等の 実施に関わる調整を行い、市は側面支援として、会議開催の支援、 実施に際しての補助金の支出、各方面へのPRなどを行っている。

9	課名	農林基盤整備課
	事業名	林道愛護団
	共創・協働の形態	委託
	共創の相手方	自治会、町内会、地域の有志、利用者及び企業等
	事業概要•目的	林道の有効活用を図る目的で、住民及び利用者等と連携し林道の 維持管理をおこなうために、愛護団の設立を促進し作業の援助を 行う。
	共創・協働の手法	松江市では平成20年度から林道愛護団制度を制定し、愛護団活動の援助を行っている。 地域住民等は愛護団を設立し、活動を実施している。 平成28年度は36団体の登録がある。

10	0 課名	男女共同参画課
	事業名	松江市女性リーダー育成支援事業
	共創・協働の形態	その他
	共創の相手方	松江市21世紀ウィメンズプロジェクト
	事業概要•目的	様々な女性が気軽に参加でき、立場や組織を超えて主体的に「学び、スキルアップ」、「実践活動」、「ネットワークづくり」を行える機会と場を提供し、今後のまちづくりを担う女性リーダーとなる人材を発掘・育成するもの。
	共創・協働の手法	団体メンバーは公募し、事務局を市が担っている。効果的な人材育成につなげるため、事業のあり方や具体的な手法について、参加メンバーとともに検討を重ね事業を進めている。

3 健康•福祉•介護

1	1 課名	島根支所市民生活課
	事業名	ついでに流通事業
	共創・協働の形態	その他
	共創の相手方	大芦地区社会福祉協議会 モルツウェル株式会社、大芦自治会
	事業概要•目的	弁当を「配食」したついでに、弁当の配送車両を利用し「買物支援」や医療機関等への「移送」、地元農産加工品等の「集荷・販売」を行う。また、地域組織『まごの手倶楽部』が実施する登録者(要配慮者等)宅での「簡易な生活支援」を行う
		「H26共創・協働マーケット」のマッチング事業。以降、大芦地区社協、市(政策企画課・地域振興課・都市政策課・介護保険課・島根支所)、配食サービス業者で協議を重ねた。利用者も含め「win-win」の関係となることを目指す

12	課名	秘書広報課
	事業名	市報松江DAISY版作成
	共創・協働の形態	委託
	共創の相手方	NPO法人プロジェクトゆうあい
	事業概要•目的	視覚に障がいを持つ人に、音声で市報松江の情報を届けるための 音声版を作成、複製作業を委託
	共創・協働の手法	市報松江のデータを渡しDAISY版を作成してもらう。 作成にあたって読みの確認などは広報室が対応する。

4 教育・子育て

1	3 課名	秘書広報課
	事業名	子育て世代のための新広報事業
	共創・協働の形態	実行委員会に補助金助成
	共創の相手方	子育て世代のための新広報事業実行委員会
	事業概要•目的	子育てに関する情報を一元化し市民目線で広報するため、子育てフリーペーパー「ねぇみちょって」を年2回発行。
	共創・協働の手法	実行委員会が企画・取材・構成・写真・レイアウト・印刷・配布 まで全てを行い、市はオブザーバーとして行政情報の提供など必 要に応じて行う。

14	4 課名	教育委員会 中央図書館
	事業名	「忍者、参上!」
	共創・協働の形態	共催
	共創の相手方	特定非営利活動法人 ほっと・すペーす21
	事業概要•目的	昔ながらの「忍者ごっこ」で楽しく学べるワークショップ。「遊び」をとおして図書館のルール(騒がしくしないこと、本の探し方、図書館システムの使い方等)を学ぶもの。
	共創・協働の手法	講師、プログラムの設定はパートナー、会場の設定と市民への広報は図書館とし、それぞれの得意分野で役割分担をすることにより効率的に運営した。

1	課名	政策企画課
	事業名	「未来のまつえ」プレゼンテーション
	共創・協働の形態	後援・実行委員会(参画)・その他(財源調達の支援)
	共創の相手方	【主催団体】 松江市ボランティア連絡協議会 企業ボランティア松江ネットワーク会議 松江市社会福祉協議会(松江市ボランティアセンター) 【発表団体】 市内各高校
	事業概要•目的	次代を担う高校生の活躍と人材育成を推進するため、例年開催している「ボランティアフェスティバル」の中で、市内の高校生による「未来のまつえ」プレゼンテーション及び高校生同士の意見交換会の実施を支援するもの。
-	共創・協働の手法	平成28年度実施のフェスティバルから市も実行委員会に参画し、 新たに高校生同士の意見交換会や、財源調達のための関係団体の紹介、かつてプレゼンをされた地元出身の大学生の先輩に司会をお願いするなど、この事業の価値がより高まるよう企画段階から議論を行っている。

16 課名	子育て課
事業名	私立保育所保育士確保対策事業費補助金
共創・協働の形態	補助
共創の相手方	私立認可保育所等
事業概要•目的	年度途中における保育所入所待機児童を解消し、子育て環境の向上を図るため、年度途中に児童を受け入れるための保育士を早期に確保した保育所に対し、当該保育士の雇用に要する経費の一部を補助する。
共創・協働の手法	余剰の保育士を雇用し、年度中途の児童の受け入れ枠を確保する よう私立保育所へ協力要請する。協力を得られた保育所から補助 金の交付申請を受理し、補助金を交付する。

5 その他

1	7 課名	人事課
	事業名	松江市職員NPO法人派遣研修
	共創・協働の形態	協力
	共創の相手方	松江NPOネットワーク
	事業概要•目的	共創・協働の相手方の一つであるNPO法人について学び、その活動を知ることにより、効果的、効率的に地域課題を解決していくために、NPO法人と行政がどのような役割を果たすべきか、どのように協働、連携すべきかを考える。
	共創・協働の手法	企画段階から、松江NPOネットワークの助言を受けながら事前 研修、研修発表会を開催した。発表会においては、それぞれ役割 を分担し、ワークショップの進行等を担当いただいた。また、職 員の派遣先NPO法人への情報提供にも協力いただいた。

8 課名	共創のまちづくり推進本部
事業名	共 創 ・協働ガイドブック作成
共創・協働の形態	その他(作業チームを結成)
共創の相手方	松江NPOネットワーク
事業概要•目的	NPO法人との合同研修会(共創・協働研修会)で議論してきた 「協働Q&A集」の素材等を参考として、職員向け「共創・協働ガ イドブック」を作成し、共創・協働の機運を高める。
共創・協働の手法	松江NPOネットワークの提案をもとに、推進本部事務局担当課職員と松江NPOネットワークの有志が半年に渡り20回の話し合いを重ね、文字通り「共創」の手法によりガイドブックを作成した。

共創・協働ガイドブック 2017 年版 (Ver.1.0)

〔発行日〕平成29年3月17日

[編集委員] 松江NPOネットワーク

代表 竹田 尚子副代表 井ノ上 知子事務局長 原田 陽子

松江市共創のまちづくり推進本部事務局

政策企画課 係 長 岡田 等

別
 副主任 平塚 稔

地域振興課 副主任 玉木 俊久

保健福祉課 係 長 桑原 賢司

市民生活相談課 主 幹 杉原 稔

専門企画員 庄司 靖

〔発 行 者〕松江市共創のまちづくり推進本部





